

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第1号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(紀南環境広域施設組合情報公開条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合情報公開条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

(紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。